

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 18 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01348

研究課題名（和文）民事訴訟審理における裁判官の積極性と当事者行為の規律に関する研究

研究課題名（英文）A Study on the Relationship between Judges' Aggressiveness and Discipline of Party Conduct in Civil Litigation Proceedings

研究代表者

松村 和徳（MATSUMURA, KAZUNORI）

早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・教授

研究者番号：20229529

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は「真実に合致した裁判と迅速な裁判の実現」という観点から、主に訴訟における事案解明の局面での当事者の情報収集行為（協力義務）のあり方と、その当事者行為の評価のあり方を研究対象とした。前者の行為規律の関係では、比較法的研究に基づき訴訟における事実関係の解明に関する当事者の一般的な事案解明協力義務の構築を提唱した。また、後者の関係では、現在の民訴法理論が基礎とする紛争解決理念と手続保障理念が適切な判決効理論を構築しているかについて、法的安定性、不意打ち防止の観点から疑問が生じるとして、本研究では信義則による遮断効論、訴訟告知効、そして訴訟上の和解の効力論についてその再考を試みた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は「真実に合致した裁判と迅速な裁判の実現」という観点から、主に訴訟における事案解明の局面での当事者の情報収集行為（協力義務）のあり方と、その当事者行為の評価のあり方を研究対象とした。当事者主義の支配する現在の民事訴訟理論・実務における当事者の一般的な事案解明協力義務の提唱は、社会・経済状況やそれらと関係した法政策の展開に基づく訴訟理論・実務の変革の試みの一つであり、これからの訴訟理論・実務に寄与するものとする。また、当事者行為の評価のあり方についても現在の民訴法理論の指導理念となっている紛争解決理念と手続保障理念が適切かを問うた批判的考察は今後の訴訟理論の発展に貢献すると思慮する。

研究成果の概要（英文）：From the viewpoint of "realization of a trial that conforms to the truth and a speedy trial," this study focused mainly on the nature of the parties' information-gathering activities (duty of cooperation) in the phase of case clarification in litigation and the nature of the evaluation of the parties' activities. In the former relationship of the conduct discipline, we proposed the construction of a general duty of cooperation of the parties for clarification of facts in litigation based on comparative legal research. In the latter, this study attempts to reconsider the theory of the effect of the interception effect by the rule of faith, the effect of the notice of suit and so on, because there is a question as to whether the dispute resolution philosophy and procedural security philosophy based on the current theory of civil litigation law construct an appropriate theory of the effect of judgments.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：裁判官の積極性 当事者の事案解明協力義務 裁判官の協力義務 手続保障理念 紛争解決理念

研究課題：

民事訴訟審理における裁判官の積極性と当事者行為の規律の関係に関する研究

1. 研究開始当初の背景

「真実に合致した(適正な)裁判と迅速な裁判の実現」は、近代以降、各国の民事訴訟法制において常に求められてきた。研究報告者は、これまで、この「真実に合致した裁判と迅速な裁判の実現」のため考案された「手続集中」理念とその方策の変遷を、立法史的かつ比較法的にその系譜を辿りつつ、その成功と失敗を追証し、かつその実効性の検証を行ってきた(平成27~29年度科研費助成・基盤研究(C)(課題番号15K0326)の研究)。その目的は、適正で迅速な裁判の実現のために、どのような方策をとるべきかの考察にあった。換言すれば、今日の民事訴訟のあるべき姿を探ることにあった。研究報告者は、この点について手続集中により民事訴訟の促進化を実現したオーストリア民事訴訟法を中心に、そのドイツ法及び我が国民民事訴訟法への影響と今日までのその発展について研究対象としてきた。そして、そこで手続の集中化のために採られた方策の中核を形成したのが第一審審理構造(システム)の構築(第一回期日、準備手続など) 裁判官の実体的訴訟指揮義務、および 控訴審における更新禁止であった(この研究の詳細は松村『手続集中論』(成文堂・2019)参照)。とくに の方策は、民事裁判における裁判官の積極性の要請という形で検討され、とくに事案解明のための情報収集の観点で世界的潮流となった。そして、現在では民事訴訟審理における「裁判官の積極性」の要請は世界的趨勢となっている。しかし、この観点における裁判官の積極性は当事者の情報提供行為を前提とした。つまり、裁判官の積極性が事案解明の点で機能するには、当事者からの情報提供行為をいかに規律するかに係っていたのである。かかる認識の下、研究報告者の研究の完成のためには、裁判官の積極性は当事者行為の規律との関係の解明が必要不可欠であり、重要であるとの帰結に至り、本件科研費助成の申請を試みた次第であった。

2. 研究の目的

現代の民事訴訟の理論と実務における最大の関心事は、いかに適正、迅速かつ公正な裁判が実現できるかである。この実現のためには裁判官の積極性が不可欠であり、それは当事者行為の規律と密接不可分な関係を形成してくる。この関係性の明確化と理論化は現代民事訴訟法及び訴訟実務の中心課題といえる。そこで、本研究は「真実に合致した裁判と迅速な裁判の実現」という観点から、この裁判官の積極性と当事者行為の規律の関係を明らかにすることを目的とした。当事者行為の規律という点では、近時の訴訟法学の議論では、事案解明義務や訴訟促進義務が挙げられてきたが、本研究では当事者行為の規律としての「真実義務」と「手続による失権」にも焦点をあてた。とくに、裁判官の積極性と手続による失権とがどのような関係に立っているのか、さらにこの点につき、真実義務、信義則がどのようにかわってくるのか、そして、訴訟における事案解明の局面での当事者の情報収集行為(協力義務)のあり方と、その当事者行為の評価のあり方を研究対象とした。最終的には、「真実に合致した裁判と迅速な裁判の実現」のためにこれらの関係をいかに規律すべきかを明らかにすることを主たる目的とする。

3. 研究の方法

本研究は、当初、3段階の研究の枠組みを考えた。第一段階では、民事訴訟法制において真実義務導入や当事者行為の失権強化の先達となったオーストリア民事訴訟法、母国ドイツ民事訴訟法及び最新のスイス民事訴訟法を中心に、その導入の趣旨、背景等明らかにし、この当事者規律をめぐる評価等に関する情報収集と整理を中心的に実施していく。とくに、この段階の研究では、近時の各国の法改正の動向に着目し、そこで、近時のこうした改正動向を明らかにしつつ、オーストリア法が決定的な影響を与えた「裁判官の積極性」がどのような形で受容され、変容したかを明らかにすることで、わが国における裁判官の積極性と真実義務や手続による失権とのあり方について考察する予定であった。そして、本研究では、立法過程での議論、立法の評価、立法後の実務状況を中心に研究調査を実施する。その間、オーストリア、ドイツ、スイス等の関連施設、弁護士事務所、大学等の研究施設と書状等での連絡をとりながら、その実態を調査する予定であった。しかし、コロナ禍の影響を受け、実態調査はできない状況になった。第2段階では、歴史的・比較法的研究の整理、分析に基づき、わが国民民事訴訟法における当事者行為規律の変遷、とくにその実務改革、改正の歴史的変遷を明らかにして、民訴法の改正議論の理論的検討・検証を行うことが第2段階の研究の中核になった。第3段階では、前年度に検討した結果に基づき、わが国民民事訴訟法について「真実に合致した裁判と迅速な裁判の実現」という観点から、この裁判官の積極性と当事者行為の規律の関係についての理論的評価を試み、解釈論上及び立法論上の提言を行うことを目的とした。研究方法としては実態調査ができなかった関係もあり、フランス法、アメリカ法も比較法研究の対象とした。

4. 研究成果

本研究は「真実に合致した裁判と迅速な裁判の実現」という観点から、この裁判官の積極性と当事者行為の規律の関係を明らかにすることを目的としてきた。まずドイツ法研究では、近時の改正で裁判官の権限は強化され、弁論主義の意義は後退した。その中心は、裁判官の発問・指摘義務、当事者への出席命令、職権による文書提出命令であること、この関連で当事者の真実義務を考慮する必要があること、そして、訴訟における事案解明の局面での当事者の情報収集行為(協力義務)がドイツ民訴法学における中心議論の一つであることがわかった。他方では、この裁判官の権限強化に対して、当事者の保護という観点から、審問請求権等の手続基本権の意義が増大していた。また、スイス法でも裁判官の発問義務が強化され、真実義務との関係では、当事者の証拠調べ協力義務との関係が重要であること、とくに特徴的なのは発問義務に基づき陳述された新たな事実や証拠方法は、Aktenschluss(新たな証事実及び証拠方法の提出の終了)まで提出できるとして、同時提出主義を採っている点であり、当事者行為の失権強化の特徴となっている(詳細は、松村=吉田『スイス民事訴訟法概論』(成文堂・2022)参照)。そして、これまでの研究では、訴訟における事案解明の局面での当事者の情報収集行為(協力義務)のあり方だけでなく、その当事者行為の評価のあり方が問題となっていることがわかってきた。前者の行為規律の関係では、民事訴訟における情報収集の拡充とそれに伴って生じる秘密保護のバランスの問題が浮かび上がってきた。この問題は、主張・立証段階における当事者行為の規律と結びついた民事訴訟における事案解明の問題でもあることがわかり、この点については比較法的考察を行った。また、後者の行為評価の局面は、近時の手続保障理念の影響を受けた判決効理論にも密接に関連しており、とくに信義則による遮断効論、訴訟告知効、そして広義には訴訟上の和解の効力論を題材にして研究を行った。前者においては、とくに事案解明についての当事者の協力義務に関してドイツ法を中心にフランス法、アメリカ法をも研究し、考察した。ドイツ・フランス法では、主張・証明責任を負わない当事者は、相手方がアクセスできない情報や証拠方法を有する場合などには事案解明の協力が義務づけられており、アメリカ法ではディスカバリー手続において当事者の包括的協力責任が認められているだけでなく、相手方の情報への調査・探索権が認められていることが明らかになった。本研究では、わが国でも当事者の事案解明協力義務を一般的に承認していく理論構築が必要であり、また他方で裁判官との協力責任の構築が必要との結論に至った。また、後者の当事者行為の評価については、現在の民訴法理論が基礎とする紛争解決理念と手続保障理念が果たして適切な判決効理論を構築しているか、法的安定性、不意打ち防止の観点から疑問が生じるとして、本研究ではその再考の必要性を指摘した(この成果は、松村『現代民事訴訟理論再考』(成文堂・2023 公刊予定)参照)。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

| | |
|--|-----------------|
| 1. 著者名 松村和徳 | 4. 巻 なし |
| 2. 論文標題 訴訟担当制度再構築に関する準備的考察 | 5. 発行年 2022年 |
| 3. 雑誌名 本間靖規先生古稀祝賀論文集 | 6. 最初と最後の頁 - |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---|-------------------------|
| 1. 著者名 松村和徳 | 4. 巻 なし |
| 2. 論文標題 信義則による後訴遮断と訴権の濫用 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 加藤新太郎先生古稀論集「民事裁判の法理と実践」（2020・弘文堂） | 6. 最初と最後の頁 265頁、284頁 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-------------------|
| 1. 著者名 松村和徳 | 4. 巻 1巻 |
| 2. 論文標題 信義則による後訴遮断と訴権の濫用 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 加藤新太郎古稀祝賀論集『民事手続の法理と実践』 | 6. 最初と最後の頁 20頁 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|--------------------|
| 1. 著者名 松村和徳 | 4. 巻 第4号 |
| 2. 論文標題 日本民事訴訟の現在問題 | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 早稲田大学法務研究論叢 | 6. 最初と最後の頁 1-25 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 松村和徳=吉田純平 | 4. 巻 51巻3号 |
| 2. 論文標題 スイス統一民事訴訟法の概要(1) | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 比較法学 | 6. 最初と最後の頁 161-190 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 松村和徳=吉田純平 | 4. 巻 52巻1号 |
| 2. 論文標題 スイス統一民事訴訟法の概要(2) | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 比較法学 | 6. 最初と最後の頁 129-171 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 松村和徳=吉田純平 | 4. 巻 52巻2号 |
| 2. 論文標題 スイス統一民事訴訟法の概要(3) | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 比較法学 | 6. 最初と最後の頁 217-244 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 松村和徳=吉田純平 | 4. 巻 52巻3号 |
| 2. 論文標題 スイス統一民事訴訟法の概要(4) | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 比較法学 | 6. 最初と最後の頁 283-322 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 松村和徳=吉田純平 | 4. 巻 53巻1号 |
| 2. 論文標題 スイス統一民事訴訟法の概要(5) | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 比較法学 | 6. 最初と最後の頁 201-231 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計3件

| | |
|-----------------------|-----------------|
| 1. 著者名 松村和徳 = 吉田純平 | 4. 発行年 2022年 |
| 2. 出版社 成文堂 | 5. 総ページ数 385 |
| 3. 書名 スイス民事訴訟法概論 | |

| | |
|----------------|-----------------|
| 1. 著者名 松村和徳 | 4. 発行年 2019年 |
| 2. 出版社 成文堂 | 5. 総ページ数 350 |
| 3. 書名 手続集中論 | |

| | |
|---------------------|-----------------|
| 1. 著者名 松村和徳 | 4. 発行年 2023年 |
| 2. 出版社 成文堂 | 5. 総ページ数 340 |
| 3. 書名 現代民事訴訟理論再考 | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| | | | |
|--|---------------------------|-----------------------|----|
| | 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|--|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| | |
|---------|---------|
| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|